

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ、外383名

被告 国

準備書面(7)

2016年9月15日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦



弁護士 武 村 二三夫



弁護士 大 橋 さゆり



復代理人

弁護士 谷 次 郎



本準備書面は、平成28年6月17日付被告第9準備書面に対して反論するものである。

1 被告の主張

被告は、設置許可基準規則55条により「あらかじめ一般的に設置しておく」ことが求められる設備については、原告の言う

①放射性物質が気体として大気中に放散され拡散していく場合、

②溶融燃料が冷却水に溶け込んで液体として原子炉格納容器下部の貫通配管の破損部や格納容器下部キャビティ底部コンクリート等から流出して地中に染み込んだり、海中に流出したりして拡散していく場合、

のうちの、①（気体）事象対応だけでよいとする。

その理由付けは、②（汚染冷却水）については、技術的能力審査基準に規定する対策や、法64条の2に規定する特定原子力施設に指定して行う対策によって対応をすることが予定されているのであって、設置許可基準規則55条では②への対応は要求していない、ということである。

2 新規制基準の合理性と縮小解釈について

新規制基準は、それが合理的であるか、安全を確保するに足りるものであるか自体がまず慎重に判断されなければならない。福井地方裁判所平成27年4月14日大飯原発3,4号機及び高浜原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件についての仮処分決定は以下のように判示する。

「新規制基準に求められるべき合理性とは、原発の設備が基準に適合すれば深刻な災害を引き起こすおそれが万が一にもないといえるような厳格な内容を備えていることであると解すべきことになる。しかるに、新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し

上げない。」という川内原発に関しての発言は、安全に向けてでき得る限りの厳格な基準を定めたがそれでも残余の危険が否定できないという意味と解することはできない。同発言は、文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上、その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく、債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるということになる。」(福井地方裁判所平成27年4月14日仮処分決定・大飯原発3,4号機及び高浜原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件、なお下線は原告ら代理人による)

このように、新規制基準の合理性に対し厳しい評価が裁判所から下されている。新規制基準に適合するからといって、安全だということにはならないのである。

このように新規制基準に対してはそれ自体が合理的かどうか、厳しい態度で検討されるべきところ、被告らの上記主張は、この新規制基準に対してことさらに「縮小解釈」して不当にその適用範囲を狭めようとしている。

これは、原子力発電を利用する電力会社の利便のため、市民の安全を犠牲にしようとするものであり、到底許されない。以下詳論する。

3 設置許可基準規則55条の規定

(1) 55条の文言

設置許可基準規則55条は以下のように規定する。

発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

このうち「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合」とは、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器

の破損」と「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷」の2つの場合を規定する。

前者の場合、炉心の著しい損傷が生じたことに加えて原子炉（圧力）容器を囲む原子炉格納容器が破損した場合、放射性物質が原子炉施設から外に拡散することになる。また後者においては、原子炉格納容器のような遮蔽施設がないので直ちに放射性物質が拡散することもある。いずれにしても上記の①ないし②の事象が起こりうることは被告も否定しないであろう。

さて規則55条の規定を見る限り、「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」について、上記①ないし②の事象のうち①の事象に限定する根拠はどこにも見いだせない。

さらに言えば、

③溶融燃料が下部キャビティのコンクリート上に落ちてコンクリートを熱で溶かしながら地中に漏出する事象や、汚染水がコンクリートに浸透して外部に流出する事象

も想定できるが、それら事象を含まないと限定する根拠もない。

(2) 福島第一発電所事故の示すもの

既に原告らが主張しているところであるが、改正原子炉等規制法は、「原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業場の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害」の防止を法の目的としている（1条）。

被告は、これは福島第一発電所の事故を踏まえて、従来における「設計基準の範疇の事象を防止」するだけでなく、「それを超える重大事故が生じた場合において放射性物質が原子力施設外に大量に放出されることを防止しようとするもの」と説明している。この目的の達成のためには、新規制基準は福島第一発電所の事故と同規模の重大事故に十分に対応できるものなければならない。

福島第一発電所事故においては、1号機から3号機まで炉心溶融が生じ、このため、莫大な量の放射性物質が大気中に既に放出された。また既に訴状23

頁以下で述べているとおり、炉心を冷却するために毎日400トンの水が原子炉圧力容器に注入され、それらが放射能による汚染水となって原子炉格納容器から漏れ出し、隣のタービン建屋に到達する。他方、タービン建屋には地下水も一日400トン流入するため、一日800トンの汚染水が生じている。これらは、セシウム除去の汚染水処理をした上、淡水化して400トンは冷却水に再利用し、濃塩水400トンはタンクに貯蔵している。東京電力は貯蔵する汚染水の量を200トンにまで減らしたとし、汚染水を貯蔵するタンクも増設しているが、このタンクの設置にも限度があり、地下の土を冷凍することによって汚染水の流出を防止しようとする作業が試みられている。ただ、はたしてこれが成功するかどうかはわからない状態である。

このように、福島第一発電所事故では、①及び②の事象が現実に発生している。③の事象が発生しているかどうかは、まだ確認されていない。

新規規制基準は、このような福島第一発電所事故を踏まえて、従前は日本では現実に発生することはないと考えられていた過酷事故（severe accident）を重大事故として定義し、この重大事故の発生の防止とともに、重大事故が発生した場合の対策も規定したものである。

このような事態を踏まえて設置許可基準規則が制定され、その中に55条が規定された。

このような経過を踏まえれば、同規則55条の「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、少なくとも上記①及び②の事象を当然想定していることになる。

(3) 被告の挙げる実質的根拠

被告は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合、「原告らが主張する汚染冷却水の流出の事象についてみると、液体の放射性物質が地中に浸透した後に海等といった工場等外に流出する事象が想定されるが、かかる事象は、気体による拡散に比して事象の

進展は遅く、事象の進展の速度や形態も個別の原子炉施設ごとに様々であるから、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するという同規則55条の要求の趣旨からすると、このような事象を想定してそのために必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておくことを要求するのが合理的ということとはできない」とする（被告第9準備書面14頁）。

このような被告の態度は、設置許可基準規則55条の規定とはおよそ相容れないものである。同条の規定に忠実に「必要な設備」を検討し、事業者にその設置を求めなければならない。

仮に被告の主張がやむを得ないと考えるならば、同規則55条の改正案を提示すべきである。そのとき、被告があらかじめ備えることができるとする設備で本当に市民の安全が確保できると考えるのか、またそれだけのことしかできないのであるならば、原発が本当に必要であり有用な設備であるかどうか、を主権者たる国民は検討するであろう。

被告は、現行の同規則55条が①のみを想定し、②を想定していないと主張するが、それは市民の安全の保護という観点から、到底合理的なものとはいえず、規定自体が不合理ということになる。

4 設置許可基準規則と技術的能力審査基準との関係

(1) 被告の奇妙な主張

被告は、設置許可基準規則55条は、①の事象すなわち気体の放射性物質対応のみを規定し、②の事象については、「設置許可基準規則55条の問題として対処するのではなく、発電用原子炉設置者において、アクシデントマネジメント能力の問題、すなわち技術的能力審査基準における要求事項として対処するか、具体的な事象を前提として個別具体的な対策を講ずるという特定原子力施設の指定による対策によって対処するのが合理的である」、とする（被告第9準備書面14頁）。

これは、設置許可基準規則と技術的能力審査基準のそれぞれの規定の根本的な誤解ないし意図的な曲解によるものであり、到底是認されえないものである。

(2) 原子炉等規制法43条の3の6の4号と3号

原子炉等規制法43条の3の6の4号は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と定め、この原子力規制委員会規則が設置許可基準規則である。

被告がいうように設置許可基準規則は、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備」という設備ないしハード面の規定である。

これに対して原子炉等規制法43条の3の6の3号は、「その者（発電用原子炉設置許可の申請者）に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」と規定する。この3号充足性を判断するための審査基準として「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（技術的能力審査基準）が定められている。

この技術的能力審査基準は、重大事故発生拡大防止にかかる技術的能力、すなわちソフト面を定めたといってもよい。

(3) 設置許可基準規則による設備と技術的能力審査基準による技術的能力

設置許可基準規則には「第三章 重大事故等対処施設」が置かれている。

他方、技術的能力審査基準は、1.1から1.19まで19項目の規定があるが、これは設置許可基準規則第三章の44条から62条まで19の条項に完全に対応する。

例えば「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にする」ことについての設備を設置許可基準規則44条が、その手順について技術的能力審査基準1.1がそ

れぞれ規定している。

すなわち、重大事故等対策（重大事故等対処）のため19項目を掲げ、そのための設備を設置許可基準規則が、そのための手順を技術的能力審査基準がそれぞれ規定しているのである。これら重大事故等対策の19項目については、設置許可基準規則が求める設備の設置を前提として、技術的能力審査基準でそれを用いる技術的能力（手順等）を定めていると解される。

つまり設備の設置そのものは設置許可基準規則第三章で定め、技術的能力（手順等）は技術的能力審査基準と、両者の役割は分担されているが、表裏一体である。被告の説明するように、設置許可基準規則55条では①の事象すなわち気体の放射性物質対応のみを規定し、②の事象には技術的能力審査基準における発電用原子炉設置者への要求事項として対処する、という立て付けにはなっていないのである。

さらに、技術的能力審査基準Ⅱ1.0（3）及び（4）の規定を見ると、以下のとおりである。

（3）支援に係る要求事項

発電用原子炉設置者において、工場等内であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事故発生後7日間は事故収束対応を維持できる方針であること。

また、関係機関と協議・合意の上、外部からの支援計画を定める方針であること。

さらに、工場等外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備、予備品及び燃料等）により、事象発生後6日間までに支援を受けられる方針であること。

（*なお、上記規定内では「事故」と「事象」の両方が用いられているが、国際原子力事象評価尺度（INES）のレベル4以上の事象を「事故」と称する通例からすれば、「事象」の方が「事故」より軽い事態を含むと

思われる。しかし上記規定内での使い分けの意味は原告らには明らかでない。）

(4) 支援に係る要求事項

発電用原子炉設置者において、重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、あらかじめ手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制の適切な整備が行われているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

被告のこの主張は、裏からみれば、事故後6ないし7日間は②及び③の事象への対処のために「必要な設備をあらかじめ一般的に設置しておく」ことは求めない、ということになる。しかし、この理屈に対しては、根本的に疑問がある。事故後7日目までは工場等内の設備で事故収束対応しなければならぬ、と決めるならば、工場等内に配置しておくべき②の事象への対処用の設備設置をなぜ義務付けないのか、ということである。

基準ないし規則の文言上も、工場等内への「重大事故等対処設備」の配置を求めるに当たり、以下のとおり、①の事象のみと限定付ける規定は全くない。

まず、基準1. 12（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等）での要求事項の解釈において以下のように規定する。

a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。

b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。

このb)は②の事象及び③の事象も対象とするものである。

また、上記のように技術的能力審査基準II 1. 0 (3)では、工場等内で予め用意された手段（重大事故など対処設備、予備品及び燃料等）により

事故発生後7日間事故収束対応を維持する、とされている。

ところで「重大事故等対処設備」とは、その名の通り重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう（設置許可基準規則2条14号）。同規則55条の「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」はこれに当たる。

したがって事業者はこの事故後6ないし7日間も、技術的能力審査基準による事業者の重大事故等対処能力というのみならず、規則55条により、具体的に生じる事象への対応としてあらかじめ設備を備え、気体だけではなく、汚染水についても、その放射性物質の拡散を抑制する義務があるのである。

- 5 特定原子力施設の指定（原子炉等規制法64条の2ないし4）と重大事故対策
- 特定原子力施設の指定にかかる原子炉等規制法64の2ないし4は、同法64条1項の措置を講じた場合の規定である。同法64条1項は、「原子力事業者等は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない」、と規定する。

これは規定文言から明らかに、重大事故対策そのものとして特定原子力施設を規定したものではない。重大事故時の工場等外への放射性物質の拡散を抑制することについての設置許可基準規則55条とは異なる問題であり、引用すること自体不適切であり、無意味である。

以 上